

下水道負担金問題、市の違法性認める 名古屋高裁で逆転判決



令和元年、不公平の声



市の記録を調べました



770万円？
地域貢献している。
水路止めますよ！

社長

下水道負担金を
払っていない企業がある
私は数百万円
負担したのに！

市民からは
半強制的に徴収。
どうしてあそこだけが
特別扱いなの？



- ① 平成25年、1 事業者に「地区除外」して、下水道負担金の支払い免除
- ② 令和2年、議会で違法の指摘をされ
⇒別の条項「徴収猶予」を使って
更に支払い免除を続けた



一般事業者

市民

下水道負担金問題、市の違法性認める 名古屋高裁で逆転判決

裁判官が認めた事実

① 脅迫的な態度に屈し、条例違反を認識しつつ、平成25年に除外決定をした

② そのことが問題になるや、「除外決定」を解除して「徴収猶予決定」を繰り返した

水路契約は、紙の契約書がなくても既に成立している！

手続きも杜撰だ！市は、12月7日で、770万円の請求権を失う！

裁判官

経緯

- ① 平成25年、「地区除外」して、負担金支払い免除
- ② 令和2年、議会で違法の指摘をされ
⇒別の条項「徴収猶予」を使って、更に支払い免除

判決

市は、違法な除外決定や、これを解除した後の数次にわたる徴収猶予決定を駆使して、約10年間にわたり●●に対し受益者負担金等を納付しなくてよい法的地位を与え、もって●●に対し受益者負担金等の不納付について特別な利益を図るといふ恣意的な運用をしていたといわざるを得ず、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くといふべきである。

現在の猶予決定は、判断の過程において考慮すべきではない事情を考慮したことにより、社会通念に照らし、著しく妥当性を欠くものと認められるから、市がその裁量権の範囲を逸脱し、濫用したものである。